

アラブ首長国連邦(UAE)における外国企業の拠点形態

1. UAEの拠点形態

UAEには2021年5月まで外資規制があり、原則として、商品の設立には現地資本が必要であったが、それでは外資導入にとって障害となるため、外資規制の適用を除外されたフリーゾーンと呼ばれるエリアが、ドバイ首長国を中心に多く設置された。現在はほとんどの事業分野において、外資規制は撤廃され、フリーゾーン以外の場所（以下「メインランド」という。）においても、原則として100%外資出資の商品が設立可能であり、外資規制の有無という観点からのフリーゾーン法人とメインランド法人の差異は概ねなくなっているが、引き続き、メインランドと各フリーゾーンは異なる当局が管轄しており、メインランドと各フリーゾーンに設立される法人に適用される商品の設立・運営に関するルールはそれぞれ異なる。具体的には、メインランド法人は連邦商事会社法に服するが、フリーゾーン法人は連邦商事会社法の適用外となり、各フリーゾーン当局が定めた会社法類似の規則に服することになる。

メインランド法人とフリーゾーン法人は、それぞれ管轄当局が発行するライセンスに基づいて事業活動を行うが、事業活動については、当該管轄当局の管轄エリア内での事業活動（又はUAE国外における事業活動）のみが許容されるという制約がある。

外資規制が概ね撤廃された現在、事業活動が可能なエリア以外で、メインランド法人とフリーゾーン法人の重要な差異は、2023年6月から導入された法人税の取り扱いであり、フリーゾーン法人の場合、法人税法上の「適格フリーゾーン（Qualifying Freezone）」に該当する場合、法人税法上の「適格所得（Qualifying Income）」については、法人税率は0%になる。また、従業員が50名以上である場合、メインランド法人にはエミラティゼーションという現地人雇用政策の適用があり、現地人の雇用が求められるが、フリーゾーン法人にはエミラティゼーションは適用されないという差異もある。

(1) メインランド拠点

メインランドにおける商品のうち、商業会社法に基づくものには、以下の5つがある。

- (a) Joint Liability Company
- (b) Limited Partnership Company
- (c) Limited Liability Company
- (d) Public Joint Stock Company
- (e) Private Joint Stock Company

各商品に関する特徴は以下の通りである。なお、商業会社法上の国籍要件は原則ない。

設立形態	特徴
Joint Liability Company	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2名以上の無限責任パートナー（Joint Partner）から成る商品。日本法下の合名会社に類似。 ・ 出資者の国籍要件はない。
Limited Partnership Company	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名以上の無限責任パートナー（Joint Partner）と1名以上の有限責任パートナー（Silent

	Partner) から成る会社。日本法下の合資会社に類似。 ・ 無限責任パートナーや有限責任パートナーに関する国籍要件はない。
Limited Liability Company	・ 有限責任会社。日本法下の合同会社に類似。 ・ UAE 資本に関する要件はない。出資者 1 名以上 50 名以下。
Public Joint Stock Company	・ 公開株式会社。 ・ UAE 資本や取締役の国籍に関する要件はない。株主最低 5 名。
Private Joint Stock Company	・ 非公開株式会社。 ・ UAE 資本や取締役の国籍に関する要件はない。株主最低 2 名。

また、外国企業は、メインランドに支店又は駐在員事務所を設置することもできる。

(2) フリーゾーン拠点

UAE に数多く存在するフリーゾーンは、それぞれ特別な法令に基づいて設置、運営されており、フリーゾーンに設立される法人は各フリーゾーンの規則に服する。すべてのフリーゾーンにおいて、外資 100% 所有の法人を設立できる。

また、フリーゾーンにおいても、外国企業の支店又は駐在員事務所の設置は可能である。

以上より、一般の外国企業が、UAE への拠点設置にあたり、通常検討すべき会社形態は、以下となる。

- (a) メインランド有限責任会社
- (b) メインランド支店
- (c) メインランド駐在員事務所
- (d) フリーゾーン会社
- (e) フリーゾーン支店
- (f) フリーゾーン駐在員事務所

2. 各拠点形態の概要

(1) 有限責任会社 (Limited Liability Company : LLC)

有限責任会社は、外国企業がメインランドに法人を設立する場合に最も一般的な設立形態である¹。

有限責任会社の主な特徴は以下の通りである。有限責任会社は、原則として最低資本金の要求がないこと、損益の負担割合について柔軟な合意が可能であることが主な利点である。

- ・ 出資者は最低 1 名、最大 50 名。

¹ 但し、銀行、保険、投資業務については、株式会社 (Joint Stock Company) でなければならず、有限責任会社では行えない。

- ・ 最低資本金はない。但し、「設立目的を達成するために十分な金額」が必要とされることがとなっており、事業分野によっては、一定金額が当局によって求められる可能性はある。
- ・ 公募増資は不可。
- ・ 経営権は Manager が有するが、Manager は UAE 国民でなくても良い。
- ・ 損益の負担割合について出資比率に関わらず、柔軟な合意が可能。
- ・ 現地の監査人の任命が必要。

UAEにおいては、会社設立にあたり、事業活動に応じたライセンスを取得する必要があるが、有限責任会社を含むメインランド法人の設立及びライセンス発行は、UAE 連邦政府の機関ではなく、各首長国の機関（経済開発局（Department of Economic Development）等）が管轄する。

例えば、ドバイ首長国の経済観光局（Department of Economy and Tourism）において発行されるライセンスは以下のように分類される。

- (a) 商業ライセンス（Commercial License）：商取引業を許可
- (b) 専門ライセンス（Professional License）：サービス業、知的産業等を許可
- (c) 工業ライセンス（Industrial License）：製造業を許可
- (d) 旅行業ライセンス（Tourism License）：旅行業を許可

ライセンス申請時には、アクティビティと呼ばれる細分化された事業分野を選択する必要があり、法人は、取得したライセンス上のアクティビティに応じた事業活動のみを許容されることになる。

さらに、一部の事業分野については、経済開発局のライセンスに加えて、連邦政府機関や当該首長国の他の機関の承認も必要となる（例えば、製造業は経済省（Ministry of Economy）、医療産業は保健予防省（Ministry of Health and Prevention）、通信業は通信デジタル規制庁（Telecommunication and Digital Government Regulatory Authority）など）。

(2) メインランド支店

支店は、本社である外国企業と同一法人であり、その設置にあたり、資本金拠出の必要がない。

設置及びライセンス発行は、メインランド法人の場合と同様、各首長国の機関が管轄する。

以前は、UAE 国民又は 100%UAE 資本の法人による「サービス代理人」（Service Agent、一般に「スポンサー」と呼ばれる。）の選任が必要であったが、外資規制の撤廃に合わせて、メインランド支店の設置及び維持のための、サービス代理人の選任は不要となった。

(3) メインランド駐在員事務所

駐在員事務所は、支店と同様、本社である外国企業と同一法人であり、設置にあたり、資本金拠出の必要はない。支店と異なり、駐在員事務所自体が商取引を行うことはできず、許容される活動は、市場情報収集・提供、当該企業の製品・サービスの販売促進、当該企業の顧客との関係向上等の活動に限定される。なお、不動産の賃借、銀行口座開設、従業員の雇用等の駐在員事務所のための契約締結は許容される。

他の形態同様、設立及びライセンス発行は各首長国の機関が管轄する。

(4) フリーゾーン会社

フリーゾーンでは、外資規制撤廃前も、100%外国資本による法人の設立が可能であり、また、支店・駐在員事務所の場合のスポンサーも不要であったため、外国企業の多くが拠点設置場所として、フリーゾーンを選択した。外資規制撤廃後も、法人税上の優位性やエミラティゼーションの不適用、(フリーゾーンによるもの) 管轄当局との相対的なコミュニケーションの容易性等から、引き続きフリーゾーンが好まれる傾向は強い。

UAE、特にドバイ首長国には、多くのフリーゾーンがあるが、メインランド拠点の場合と同様、フリーゾーンにおいても、拠点設置に際して、その事業活動に応じたアクティビティを選択して、ライセンスを取得する必要がある。

フリーゾーン拠点の設置及びライセンス発行は、各フリーゾーン当局が管轄するが、設置可能な拠点形態や要件、ライセンスの種類や許容される事業活動は、各フリーゾーンによって異なる。

JAFZA

1985年にUAEで初めて設置された代表的なフリーゾーンであり、日系企業が最も多く拠点を置いているジュベル・アリ・フリーゾーン (Jebel Ali Free Zone : JAFZA) で設置可能な拠点形態は、以下の5種類である。FZEとFZCOの違いは出資者数であり、FZEは出資者が1名の会社であり、FZCOは出資者が2名以上の会社である。両者は、株主総会の要否が異なり (FZEでは不要。)、また、FZEの方は出資者数が少ない分、運営負担とコストが軽いのが通常である。なお、JAFZAでは最低資本金が廃止され、代わりに出資者により「ライセンス・アクティビティを行うに十分な金額」が資本金として決定されることとなっている。

- (a) Free Zone Establishment (FZE)
- (b) Free Zone Company (FZCO)
- (c) 支店
- (d) Public Listed Company (PLC)
- (e) オフショア会社 (Offshore Company)

JAFZAにおいては、以下のライセンスが取得できる。

- (a) 商業ライセンス (Trading License) :
ライセンス上に記載される特定の製品の輸出入、販売及び保管を行うことができる。製品を限定せず、製品一般について、輸出入、販売及び保管を行える一般商業ライセンス (General Trading License) もある。
- (b) サービスライセンス (Service License) :
ライセンス上に記載される特定のサービスを行うことができる。
- (c) 工業ライセンス (Industrial License) :
原料輸入、製造、完成品輸出を行うことができる。
- (d) 国民工業ライセンス (National Industrial License) :
可能業務は、工業ライセンスと同様だが、UAE又は他のGCC諸国の国民による出資が51%以上で、更に製品付加価値が40%以上となる企業が取得できる。このライセンスを取得すると輸出入においてUAE企業と同じ位置づけを与えられるとされるが、実際の扱いについてはドバイ税関の運用を確認する必要がある。
- (e) 物流ライセンス (Logistic License) :
物流サービスを行うことができる。

- (f) 電子商取引ライセンス (E-Commerce License) :
電子商取引 (E コマース) を行うことができる。実店舗における商品の取引を行うことは許されない。

DAFZA

また、同じく代表的なフリーゾーンであり、日系企業が多く拠点を置いているドバイ空港フリーゾーン (Dubai Airport Freezone : DAFZA) で設置可能な拠点形態は、以下の 3 種類である。Freezone Company の最低資本金は AED1,000 (本報告書作成時において、約 4 万円) であるが、General Trade License を取得するためには、AED500,000 (本報告書作成時において、約 2000 万円) が必要となる。

- (a) Freezone Company (FZCO/FZ-LLC)
- (b) 支店
- (c) Public Listed Company (PLC)

DAFZA においては、以下のようなライセンスが取得できる。デュアルライセンスは、メインランドで事業活動を行えないはずのフリーゾーン会社にそれを可能にするライセンスである²。

- (a) 商業ライセンス (Trading License) :
ライセンス上に記載される特定の製品の輸出入、販売及び保管を行うことができる。酒、煙草以外の製品の輸出入、販売及び保管を一般的に行える一般商業ライセンス (General Trading License) もある。
- (b) サービスライセンス (Service License) :
ライセンス上に記載される特定のサービスを行うことができる。
- (c) 工業ライセンス (Industrial License) :
軽工業、包装及び組立てを行うことができる。
- (d) 電子商取引ライセンス (E-Commerce License) :
電子ネットワーク上での商品取引やサービスを行うことができる。但し、対象商品の輸出入やメインランドでの流通は当該業務に関するライセンス保有者を介さないと行えない。
- (e) デュアルライセンス (Dual License) :
フリーゾーン会社がメインランド事業を行うために、ドバイ経済観光局の発行するライセンスを取得することを可能にするライセンス。別途経済観光局からライセンスを取得することで、メインランドでの事業活動が可能になる。
- (f) タレントパスライセンス (Talent Pass License) :
個人がメディア、テクノロジー、教育業界においてフリーランスとして活動することを許可するライセンス。ビザの取得やスマートオフィスの賃貸などにおいて特典がある。

² オンショアで事業活動を行うために別途ドバイ経済観光局のライセンスを取得する必要がある。現在、Dubai International Financial Centre (DIFC)、Dubai Airport Free Zone (DAFZA)、Dubai Design District (D3)、Dubai Multi Commodities Centre (DMCC)、Abu Dhabi Global Market (ADGM)、Abu Dhabi Airports Free Zone (ADAFZ)、Khalifa Industrial Zone Abu Dhabi (KIZAD)、Twofour54, Abu Dhabi 等 () のフリーゾーンでデュアルライセンスの利用が可能である。

(5) フリーゾーン支店

フリーゾーン支店も、メインランド支店の場合と同様、本社である外国企業と同一法人であり、設置にあたり、資本金拠出の必要はない。

フリーゾーン支店の場合も、支店の活動は、本社たる外国企業の事業活動の範囲に限定され、また、取得するアクティビティの範囲に限定されるが、基本的に、現地法人（FZE、FZCO等）の場合と支店の場合で、取得可能なアクティビティに差はない。

(6) フリーゾーン駐在員事務所

フリーゾーン駐在員事務所も、メインランド駐在員事務所の場合と同様、本社である外国企業と同一法人であり、設置にあたり、資本金拠出の必要はない。フリーゾーンに駐在員事務所を設置する場合、通常、拠点形態としては支店を選択し、ライセンスにおけるアクティビティについて、駐在員事務所に対応するもの（representative office、liaison office等）を選択することになる。

駐在員事務所として許容される活動について、フリーゾーンに独自のルールは通常ないが、メインランド駐在員事務所の場合と同様、駐在員事務所自体が商取引を行うことはできず、許容される活動は、市場情報収集・提供、当該企業の製品・サービスの販売促進、当該企業の顧客との関係向上等の活動に限定されると考えられる。

3. フリーランス・ライセンス

(1) オンショア個人事業主 (Sole Proprietorship)

UAEで商業活動を行うためには、該当活動（Activity）をカバーするライセンスを取得する必要がある。ライセンスは原則として法人に対して与えられるものであるが、オンショアでは、例外として、Sole Proprietorshipという制度があり、個人に対して³ライセンスが付与される。

但し、販売業等を可能にする商業ライセンス（Commercial License）と製造業を可能にする工業ライセンス（Industrial License）は、UAE国民又はGCC国民のみしか取得できず、それ以外の外国人が取得できるのは、サービス業や知的産業等を可能にする専門ライセンス（Professional License）のみである。また、外国人の場合は、サービス代理人の選任が必要となる。したがって、外国人にとって、オンショアにおけるSole Proprietorshipの制度は、業務範囲が限定されることと、サービス代理人の選任が必要になることから、必ずしも使い勝手の良いものではない。また、会社（オンショアで一般的な有限責任会社）を設立する場合、個人の責任は、出資の範囲での有限責任となるが、個人事業主となる場合には、無限責任となる点も問題となる。

³ 厳密には、個人が保有する事業体（business concern）に対して、ライセンス付与がなされる。事業体に個人から独立した法人格はなく、事業体に関する債務については、個人が責任を負担する。業務執行者としてのマネージャーの選任ができ、また、支店の設置も可能である。

(2) フリーゾーン個人事業主

ドバイ首長国においては、ドバイ開発庁（Dubai Development Authority：DDA）管轄下のいくつかのフリーゾーン（ドバイインターネットシティ（Dubai Internet City）、ドバイメディアシティ（Dubai Media City）、ドバイノリッジパーク（Dubai Knowledge Park）、ドバイデザインディストリクト（Dubai Design District）等）で、フリーランサーと呼ばれる制度が利用可能である⁴。DDA 管轄下のフリーゾーン以外においてもフリーランスが可能なフリーゾーンはあるが、以下は DDA における制度について説明する。

DDA 管轄下のフリーランサー制度は、特定の企業に所属せず、その技能を提供することで、独立して活動を行う個人に対して、フリーランサー許可（Freelancer permit）を与え、法人を設置することなく、個人での事業活動を可能にするものである。

フリーランサー制度の下で可能な事業活動は、そうしたフリーランス活動が想定される一定事業分野に限られ、また、インターネットシティの場合は IT 系、メディアシティの場合はメディア系等、当該フリーゾーンにおいて許容される事業活動に限定される。

フリーランサー許可を取得すれば、自身のビザのみならず、家族のビザの取得も可能である。また、駐在員の帯同家族のように、既に家族ビザを有している者が、フリーランサー許可を申請することもできる。

DDA 管轄下のフリーゾーンで、フリーランサー許可を取得する場合、法人設立の場合と同様、当該フリーゾーン内にオフィスを設置、維持することは求められるが⁵、フリーランサー許可の方が、法人ライセンスより取得・維持費用が安い。また、法人の場合、一旦設立すると、清算手続を経なければ、閉鎖できず、清算には時間と費用がかかるが、フリーランサー許可の場合には、法人の場合のような閉鎖手続がない点も利点となる。

他方で、オンショアの場合と同様、フリーゾーン法人の場合、個人の責任は、出資の限度での有限責任となるが、フリーランサーの場合には無限責任となる点は、法人の方が優れた点となる。

⁴ アブダビ首長国では、ツーフォーフィフティフォー（TwoFour54）において、メディア分野について、ラス・アル・カイマ首長国では、ラックエコノミックゾーン（RAK Economic Zone）において、メディア、教育分野について、それぞれフリーランサー制度が利用できる。利用のための要件は、フリーゾーン毎に異なる。また、ラックエコノミックゾーンでは、個人に発行される専門ライセンス（Professional License）もある。

⁵ フリーゾーンによっては、オフィスの代わりにデスクを借りられるプランもあり、オフィススペースは必ずしも必要ではない。

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が西村あさひ法律事務所に作成委託し、2023年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法改正などに寄って変わる場合があります。

本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言として依拠するべきものではありません。

ジェトロおよび西村あさひ法律事務所は本稿の記載内容に関して生じたいかなる損害および利益の喪失について一切の責任を負いません。